

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2013-502007

(P2013-502007A)

(43) 公表日 平成25年1月17日(2013.1.17)

(51) Int.Cl.		F I		テーマコード (参考)
G06Q 30/02	(2012.01)	G06F 17/60	3 2 6	
G06F 21/62	(2013.01)	G06F 21/24	1 6 3 A	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 25 頁)

(21) 出願番号	特願2012-524767 (P2012-524767)	(71) 出願人	500046438 マイクロソフト コーポレーション アメリカ合衆国 ワシントン州 9805 2-6399 レッドモンド ワン マイ クロソフト ウエイ
(86) (22) 出願日	平成22年8月9日 (2010.8.9)	(74) 代理人	100140109 弁理士 小野 新次郎
(85) 翻訳文提出日	平成24年4月13日 (2012.4.13)	(74) 代理人	100075270 弁理士 小林 泰
(86) 国際出願番号	PCT/US2010/044830	(74) 代理人	100096013 弁理士 富田 博行
(87) 国際公開番号	W02011/019628	(74) 代理人	100092967 弁理士 星野 修
(87) 国際公開日	平成23年2月17日 (2011.2.17)	(74) 代理人	100120112 弁理士 中西 基晴
(31) 優先権主張番号	12/538, 937		
(32) 優先日	平成21年8月11日 (2009.8.11)		
(33) 優先権主張国	米国 (US)		

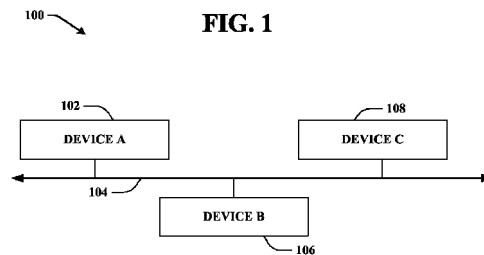
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ウィルス型広告

(57) 【要約】

特許請求する主題は、中間に介在するホスティングおよび/または配信サービスを利用することなく、複数の移動体デバイスにウィルス型広告コンテンツを伝えるシステムおよび/または方法を提供する。本システムは、移動体デバイスにおいてウィルス型広告コンテンツを受信し、このウィルス型広告コンテンツを、以前に異種の移動体デバイスから既に受信された他のウィルス型広告コンテンツによって変更し、変更したウィルス型広告コンテンツを、賞賛せずにはいられないものと認めることができる受信先の集合体を決定し、変更したウィルス型広告コンテンツを、これら受信先の集合体に流布するデバイスを含み、受信先の各々を異種の移動体デバイスと関連付けることができる。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ウィルス型広告コンテンツの分散を実施するまたは容易にする装置実装システムであって、

前記ウィルス型広告コンテンツを受信し、異種の移動体デバイスから既に受信された他のウィルス型広告コンテンツを使って、前記ウィルス型広告コンテンツを変更し、前記変更したウィルス型広告コンテンツに魅力を感じる 1 組の受信先を決定し、前記変更したウィルス型広告コンテンツを前記 1 組の受信先に送る命令を保持するメモリー（306、806）と、

前記メモリーに結合されており、前記メモリー内に保持された命令を実行するプロセッサ（804）と、
を含む、システム。

10

【請求項 2】

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記ウィルス型広告コンテンツが、移動体デバイス（102、106、108、202）から直接受信される、システム。

【請求項 3】

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記変更されたウィルス型広告コンテンツが、前記 1 組の受信先に含まれる個人の部分集合と関連した 1 つ以上の移動体デバイス（102、106、108、202）に直接送る、システム。

【請求項 4】

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記メモリー（306、806）が、更に、前記ウィルス型広告コンテンツが広告主に帰属する(attributable)場合、または前記他のウィルス型広告コンテンツが前記広告主の競合に帰属する場合、前記ウィルス型広告コンテンツが、前記他のウィルス型広告コンテンツとは選択的に関連付けが不可能であることを保証する命令を保持する、システム。

20

【請求項 5】

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記メモリー（306、806）が、更に、前記受信したウィルス型広告コンテンツが、移動体デバイス（102、106、108、202）において表示されたか否か監視する命令を保持する、システム。

【請求項 6】

請求項 5 記載のシステムにおいて、前記監視に少なくとも部分的に基づいて、前記受信したウィルス型広告コンテンツのセグメントに料金を割り振り、前記受信したウィルス型広告コンテンツのセグメントに関連付けられた評判格付けに基づいて、前記料金が、前記受信したウィルス型広告コンテンツのセグメントに割り振られる、システム。

30

【請求項 7】

請求項 1 記載のシステムにおいて、前記メモリーが、更に、前記 1 組の受信先またはこの 1 組の受信先に含まれる個人の部分集合の少なくとも 1 つに送られたウィルス型広告コンテンツと共に、デジタル権利管理(DRM)属性が保存されていることを保証する命令を保持する、システム。

【請求項 8】

ウィルス型広告コンテンツの流布を実施する装置実装方法であって、

移動体デバイスにおいて前記ウィルス型広告コンテンツを受信するステップと、

前記移動体デバイスに既に保存された他のウィルス型広告コンテンツを使って、前記ウィルス型広告コンテンツを変更するステップと、

変更したウィルス型広告コンテンツが有用である 1 組の受信先を決定するステップと、

各々異種の移動体デバイスと関連した前記 1 組の受信先に、前記変更したウィルス型広告コンテンツを送るステップと、

を含む、方法。

40

【請求項 9】

請求項 8 記載の方法において、前記ウィルス型広告コンテンツが、前記 1 組の受信先か

50

ら除外されたユーザーと関連した初期移動体デバイスから直接受信される、方法。

【請求項 10】

請求項 8 記載の方法において、前記変更したウィルス型広告コンテンツが、前記 1 組の受信先に含まれる各個人と関連した前記異種の移動体デバイスに直接送られる、方法。

【請求項 11】

請求項 8 記載の方法であって、更に、前記移動体デバイスによって直接受信された前記ウィルス型広告コンテンツを、前記移動体デバイスにおいてローカルに作成されたコンテンツと重ね繋ぎ、前記 1 組の受信先またはこの 1 組の受信先に含まれる個人の部分集合の少なくとも 1 つに、前記重ね繋いだウィルス型広告コンテンツを送るステップを含む、方法。

10

【請求項 12】

請求項 8 記載の方法であって、更に、前記受信したウィルス型広告コンテンツが、前記移動体デバイスにて表示されたか否か監視するステップを含む、方法。

【請求項 13】

請求項 12 記載の方法において、前記監視するステップに少なくとも部分的に基づいて、前記受信したウィルス型広告コンテンツのセグメントに料金を割り振るステップを含み、前記受信したウィルス型広告コンテンツのセグメントに関連付けられた評判格付けに基づいて、前記料金が、前記受信したウィルス型広告コンテンツのセグメントに割り振られ、前記料金が、前記変更したウィルス型広告コンテンツを前記 1 組の受信先に送るユーザーを補償するため、広告主によって使用され、前記 1 組の受信先の内少なくとも 1 つが、前記変更したウィルス型広告コンテンツを視聴する、方法。

20

【請求項 14】

請求項 8 記載の方法であって、更に、前記 1 組の受信先またはこの 1 組の受信先に含まれる個人の部分集合の少なくとも 1 つに送られたウィルス型広告コンテンツと共に、デジタル権利管理 (DRM) 属性が保存されていることを保証するステップを含む、方法。

【請求項 15】

ウィルス型広告コンテンツの流布システムであって、
前記ウィルス型広告コンテンツを受信する手段 (202、204) と、
前記受信手段によって既に受信または保存されたコンテンツを使って、前記ウィルス型広告コンテンツを変更する手段 (208、402) と、
変更したウィルス型広告コンテンツが有用である 1 組の受信先を決定する手段 (206、302、304) と、
各々受信手段と関連した前記 1 組の受信先に、前記変更したウィルス型広告コンテンツを送る手段 (208、402、404) と、
を含む、システム。

30

【発明の詳細な説明】

【従来技術】

【0001】

[0001] 広告は、潜在的顧客に特定のブランドの製品またはサービスをもっと多く購入するまたは消費するように説得しようとする通信の一形態である。多くの広告は、ブランドの印象またはブランド志向の創造および強化を通して、これらの製品およびサービスの消費増大が生ずるように設計されている。このような広告を配信するために、テレビジョン、ラジオ、映画、雑誌、インターネット、およびビルボードというような、あらゆる主要な媒体が使用されている。

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0002】

しかしながら、今日まで利用されている広告メカニズムの殆どは、本質的に割り込み型または破壊型であった。例えば、多くのクライマックス箇所の 1 つに物語が盛り上がりつつあるときの殆どのテレビジョン番組では、その間に広告の合間が必然的に予定されて、

50

番組の流れを中断または壊し、このテレビジョン番組での物語からそのクライマックス箇所を聞き漏らさないようにするためには再生される広告を視聴者が見ざるを得ないようにしている。大半の場合、このような合間に再生される広告は、視聴者には全く魅力がなく、多くの場合視聴者を苛々させ、広告主を不快な感情を持って見る原因となり、広告主がこれまで蓄積してきたかもしれないなどのようなブランドへの志向も破壊するおよび/または拒絶する方向に強調することになる。

【 0 0 0 3 】

[0002] ウィルス型マーケティング(Viral marketing)またはウィルス型広告(viral advertisement)とは、病的ウィルスまたはコンピューター・ウィルスの広がりと同様したウィルス・プロセスによって、ソーシャル・ネットワークを使ってブランドの知名度を高めるまたはその他のマーケティングの目的を達成することができるマーケティング技法である。ウィルス型マーケティングまたは広告は、口づてで行うことができ、および/またはインターネットのようなコンピューター・ネットワークの設備によって強化することができる。ウィルス型マーケティングまたは広告は、人々がマーケティング・メッセージをアップロードする、見る、そして共有することができる集中共有ウェブサイトを通じて、人々が自らの意志でこのようなコンテンツを配信する気にさせる。

10

【 0 0 0 4 】

[0003] 特許請求する主題は、以上に明示した問題の1つまたは全てを解決する、または少なくとも軽減することを目的とする。

【 課題を解決するための手段 】

20

【 0 0 0 5 】

[0004] 以下に、開示する主題の態様の基本的な理解が得られるようにするために、簡略化した摘要を紹介する。この摘要は、広範な全体像ではなく、主要な/肝要な要素を特定することや、その範囲を明確に定めることを意図するのではない。その唯一の目的は、後に紹介する更に詳細な説明に対する序文として、簡略化した形態でいくつかの概念を紹介することである。

【 0 0 0 6 】

[0005] 従来、ウィルス・ベースの広告は、広告を中央データベースにポストし、その広告を参照する中央サービスへのリンクを友人に与えることによって、ユーザー間で共有されていた。特許請求する主題は、この中央サービスを迂回し、広告を直接友人または同僚に配信することができるウィルス型広告共有に関する。広告主は、このような広告の流布によって利益を得て、人気のある広告を作成することによって最大に高めることができる。更に、特定の層を標的にするのに役立つエコシステムを開発することができる。例えば、標的となる層が不敬なコメディよりもかわいい広告を好む場合(システムによって示される)、広告主は、広告コンテンツを制作するときこのような情報を利用して、追加の利益を得ることができる。特許請求する主題の種々の態様において、収益分配の観点、およびデジタル権利管理(DRM)を含むことができる。後者の場合、デジタル権利管理(DRM)は、種々の目的のために採用することができる。その一例は、標的となる層の内ある割合によってはおもしろい可能性があるがその層の大半には不快である可能性がある(例えば、地理的領域、風習、政治、宗教、...に基づいて)広告は、気分を害する虞れのある層には絶対に再生可能としないようにすることができる。更に他の態様では、ウィルス型広告は、自動車における表面のような、従前では利用されていなかった表面と共に利用することができる。

30

40

【 0 0 0 7 】

[0006] 以上の目標および関係する目標の遂行のために、本明細書では、以下の説明および添付図面と関連付けて、開示し特許請求する主題のある種の例示的態様について説明する。しかしながら、これらの態様は、本明細書において開示される原理を実用化することができる種々の方法の内少数を示すに過ぎず、このような態様およびその均等物の全てを含むことを意図している。他の利点および新規な特徴は、以下の詳細な説明を図面と合わせて検討することにより明白となる。

50

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】図1は、特許請求する主題にしたがって、異種の(disparity)移動体デバイスにウイルス型広告コンテンツの分散を実施するおよび/または容易にするマシン実装システムを示す。

【図2】図2は、特許請求する主題の態様にしたがって複数の移動体デバイスへのウイルス型広告コンテンツの流布を実施するおよび/または容易にする移動体デバイスを示す。

【図3】図3は、特許請求する主題の1つ以上の原理にしたがって、複数のデバイスへのウイルス型広告コンテンツの直接発行を実施するおよび/または容易にする視聴コンポーネントの図である。

【図4】図4は、特許請求する主題にしたがって、1つ以上のデバイスへのウイルス型広告コンテンツの直接配信を容易にするおよび/または実施する送出コンポーネントの例を示す。

【図5】図5は、特許請求する主題の更に他の態様による移動体デバイスの図を示す。

【図6】図6は、特許請求する主題の態様にしたがって1つ以上のデバイスへのウイルス型広告コンテンツの直接配信を容易にするおよび/または実施するマシン実装方法(methodology)の流れ図を示す。

【図7】図7は、特許請求する主題にしたがって、不同の移動体デバイスへのウイルス型広告コンテンツの分散を実施するおよび/または容易にするマシン実装方法を示す。

【図8】図8は、特許請求する主題の一態様にしたがって、開示するシステムを実行するように動作可能なコンピューターのブロック図を示す。

【図9】図9は、他の態様にしたがって、開示するアーキテクチャーを処理する、計算環境の一例の模式ブロック図を示す。

【発明を実施するための形態】

【0009】

[0016] 特許請求する主題について、図面を参照しながらこれより説明する。図面において、全体を通して同様の要素を示すために同様の参照番号を使用することとする。以下の記載では、説明の目的上、多数の具体的な詳細について明記して、特許請求する主題の完全な理解が得られるようにしている。しかしながら、特許請求する主題は、これらの具体的な詳細がなくても実用化できることは明白である。他方、周知の構造およびデバイスは、その記載を容易にするために、ブロック図形態で示されている。

【0010】

[0017] 図1は、特許請求する主題にしたがって、異種の移動体デバイスにウイルス型広告コンテンツの分散を実施するおよび/または容易にするシステム100を示す。図示のように、システム100は、デバイスA102を含む。デバイスA102は、ネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104を介して、デバイスB106およびデバイスC108と連続的および/または動作的または散発的および/または間欠的に通信することができる。デバイスA102、デバイスB106、およびデバイスC108は、全体的にハードウェアで実現すること、および/またはハードウェアおよび/または実行中のソフトウェアの組み合わせで実現することができる。更に、デバイスA102、デバイスB106、またはデバイスC108を、他の互換性があるコンポーネントの中に組み込むこと、および/またはこれと関連付けることができる。加えて、デバイスA102、デバイスB106、またはデバイスC108の1つ以上は、プロセッサを含む、および/またはネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104との効果的な通信が可能な任意のタイプの装置とすることができるが、これに限定されるのではない。デバイスA102、デバイスB106、またはデバイスC108を構成することができる装置の例は、デスクトップ・コンピューター、サーバークラスのコンピューター、セル・フォン、スマート・フォン、ラップトップ・コンピューター、ノートブック・コンピューター、タブレットPC、消費者用および/または産業用デバイスおよび/または機器、ハンド・ヘルド・デバイス、パーソナル・デジタル・アシスタント、マルチメディア・インターネット移動体

10

20

30

40

50

フォン、マルチメディア・プレーヤー等を含む。

【0011】

[0018] 研究によって、広告コンテンツが興味深い、有用である、おもしろい、および/または魅力があると見なされるときに、人々は、その広告コンテンツを共有するのが通例であるということが示された。このような断言に対する前提となるのは、広告は、訴求力があると考えられるためには、広告が存在するアプリケーションまたは体験の有用性、楽しさ、および/または魅力を強調することにも加えて、それ自体が有用である、楽しい、および/または魅力があることが必要であるということである。したがって、図示のように、デバイスA102は、ユーザー（例えば、コンテンツを見た、聞いた、またはそれ以外で気づいた）が有用である、楽しい、および/または魅力があると見なす広告コンテンツ（例えば、ビデオ、オーディオ、テキスト、電子メール、テキスト・メッセージ、音声メール、...）を受け入れることができる。デバイスA102のユーザーは、受信した広告コンテンツが楽しい、有用である、および/または魅力があると判断したときに、このようなコンテンツを選択的にデバイスB106および/またはデバイスC108に、ネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104を介して送ることができるので、デバイスB106および/またはデバイスC108と関連したユーザーは、彼らもこの広告コンテンツが等しく訴求力がある（例えば、有用である、魅力がある、および/または楽しい）と思うか否か、あるいは彼らが送られた広告コンテンツは不快であるまたは趣味が悪い可能性があると思うか否か判断することができる。尚、以上のことから、一般性を制限することも失うこともなく、デバイスA102、デバイスB106、およびデバイスC108は、ユーザーが通例このような広告コンテンツを今後のダウンロードのためにアップロードする中央サーバーではないことに気がつくであろう。代わりに、デバイスA102が興味深い、有用な、楽しい、および/または魅力があるコンテンツをデバイスB106およびデバイスC108に送るとき、このデバイスA102は、デバイスB106および/またはデバイスC108が通常であればこのようなコンテンツをダウンロードする元である、中間に置かれた中央コンテンツ・レポジトリの必要なく、コンテンツを直接デバイスB106および/またはデバイスC108に発する。

10

20

【0012】

[0019] ネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104は、任意の実行可能な通信および/またはブロードキャスト技術を含むことができ、例えば、有線および/またはワイヤレス様式および/または技術を利用して、特許請求する主題を実施することができる。更に、ネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104は、パーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）、ローカル・エリア・ネットワーク（LAN）、キャンパス・エリア・ネットワーク（CAN）、都市エリア・ネットワーク（MAN）、エクストラネット、イントラネット、インターネット、ワイド・エリア・ネットワーク（WAN）-集中型および/または分散型の双方、および/またはその任意の組み合わせ、順列（permutation）、および/または集合体の利用を含むことができる。加えて、ネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104は、近場通信（NFC）を利用する通信または交換、および/または、例えば、人間の皮膚を介した導電性を利用する通信も含むまたは包含することができる。

30

40

【0013】

[0020] 図2は、特許請求する主題の態様にしたがって複数の移動体デバイスへのウィルス型広告コンテンツの流布を実施するおよび/または容易にする移動体デバイス202の図200を示す。移動体デバイス202は、既知のハンドヘルド計算プラットフォームの内任意のものとすることができ、プロセッサを含む、および/または有線および/またはワイヤレス・ネットワーク媒体（例えば、ネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104）を利用して、異種の他のデバイスとの効果的な通信が可能な任意のタイプの装置とすることができ、例えば、移動体デバイス202は、埋め込み自動パーソナル・コンピューター（AutoPC）、しかるべく計装されたハンドヘルド・パーソナル・コンピューター（例えば、加速度計を有するもの）、タブレットPC、ラップトップ・

50

の指示ではないが、後者の場合、コンテンツ（またはその一部）の視聴は、コンテンツ（またはその一部）が配信され視聴されたことの指示になることができる。しかしながら、いずれの場合でも、双方のイベントに対して課金することができ、以下で論ずるように、このような行為または不行為(inaction)に対してしかるべき料金を割り振ることができる。

【0016】

[0023] 加えて、移動体デバイス202は送出コンポーネント208を含むことができる。送出コンポーネント208は、視聴コンポーネント206およびインターフェース204と協調して、興味深い、有用な、魅力がある、および/または楽しいコンテンツを、1つ以上の様々なデバイスに直接発しまたは配信し、それぞれのユーザーが視聴するために使用することができる。当業者には理解されようが、このような他の多種多様のデバイスは、全体的にハードウェアで実現すること、および/またはハードウェアおよび/または実行中のソフトウェアの組み合わせで実現することができる。更に、このような他の様々なデバイスは、任意のタイプのエンジン、装置、変換の器械、あるいはプロセッサを含む、および/またはネットワーク・トポロジーおよび/またはクラウド104との効果的なおよび/または動作的な通信が可能な生産のモード(mode of production)とすることができるが、これに限定されるのではない。例示的な変換の器械、生産のモード、エンジン、メカニズム、デバイス、および/またはこれらのデバイスまたはコンポーネントを構成することができる機械類(machinery)は、デスクトップ・コンピューター、サーバー・クラス10の計算機、および/またはデータベース、セル・フォン、スマート・フォン、ラップトップ・コンピューター、ノートブック・コンピューター、タブレットPC、可搬型および/またはスタンドアロンの消費者用および/または産業用デバイスおよび/または機器および/またはプロセス、ハンド・ヘルド・デバイス、パーソナル・デジタル・アシスタント、マルチメディア・インターネット対応移動体フォン、マルチメディア・プレーヤー等を含むことができる。更に、送出コンポーネント208は、変更および/またはデジタル権利管理(DRM)機能および/または手段も含むことができる。これらは、例えば、複数のソース(例えば、電子メール、テキスト・メッセージング、音声メッセージ、ビデオ、オーディオ、テキスト、写真、...)を1つの総体(single integrated whole)に統合したマッシュアップまたは混成を作成するため、そしてこのような混成またはマッシュアップによって侵害される可能性がある、または侵害されるかもしれない種々のデジタル権利属性を追跡するために、ユーザーが利用することができる。20 30

【0017】

[0024] 図3は、特許請求する主題の1つ以上の原理にしたがって、複数のデバイスへのウィルス型広告コンテンツの直接発行を実施するおよび/または容易にする視聴コンポーネント206の図300を示す。図示のように、視聴コンポーネント206は、監視コンポーネント302を含むことができる。監視コンポーネント302は、ユーザーが移動体デバイス202においてコンテンツ(全体または一部)を既に視聴したか否か判断するために、受信した配信コンテンツを視聴または表示する毎に使用することができる。監視コンポーネント302を利用することによって、コンテンツがユーザーによって認められたか否かに関する一層精度の高い基準(metric)を確認することができる。つまり、単にウィルス型コンテンツが移動体デバイス202上で受信された事実を挙げるだけでなく、特許請求する主題、そして特に、監視コンポーネント302は、受信したコンポーネントが移動体デバイス102のユーザーによって全てまたは部分的に視聴されたか否か判断するために、利用することができる。このように、特定の配信コンポーネントまたはその一部の評判を調べ、更にそれぞれのセグメントのマネタイゼーションを評価することができる。40

【0018】

[0025] 加えて、視聴コンポーネント206は、計数コンポーネント304も含むことができる。計数コンポーネント304は、コンテンツ(またはコンテンツのセグメント)が何回視聴されたか、および/または特定のコンテンツ(またはその一部)が移動体デバ 50

イス202から1つ以上の異種の他のデバイスに流布された回数を評価または判断することができる。更に、監視コンポーネント302と合わせて、計数コンポーネント304は、ウィルス型コンテンツを現金化する目的で、配信コンテンツまたはその一部の評判を確認するために利用することができる統計を定量化する、または提供することができる。例えば、配信されたウィルス型コンテンツの態様(aspects)の評判が高い程、評判の低い態様よりも高い料金に評価することができ、したがって、コンテンツが、その全体であってもまたはその選択された一部であっても、他のデバイスに送るまたは流布されると、マネタイゼーション方式を設ける目的で、相対的料金をコンテンツの種々の部分にしかるべく還元する(attribute)することができる。このマネタイゼーション方式によって、コンテンツを発したユーザーは、配信されたコンテンツと関連した相対的料金重み、またはコンテンツが流布されたおよび/またはその後視聴された他のデバイスの数に少なくとも部分的に基づいて、このような流布に対して広告主から金銭的報酬を受ける。更に、視聴者(またはユーザー)が、配信されたコンテンツを視聴したときに、単に彼または彼女のデバイスにおいてそのコンテンツ(またはその一部)を視聴したことに對して報酬を得られるようにすると、マネタイゼーションを促進することができる。尚、一般性を制限することも失うこともなく、通例、コンテンツまたはそこから選択された一部が配信および/または視聴された回数と料金を関連付けることができ、したがって、コンテンツの中のセグメントが流布および/または視聴されず、および/またはスキップされた場合、料金なし(またはマイナス料金(negative tariff)、減額料金、または比例マイナス料金)を、一般に、コンテンツの内視聴されなかったセグメントおよび/または配信されなかったセグメント、あるいは視聴されなかったコンテンツおよび/または配信されなかったコンテンツ全体に対して還元することができる。

10

20

30

40

50

【0019】

[0026] また、視聴コンポーネント206は、キャッシュ306に通信可能に結合すること、またはそれ以外で関連付けることができる。キャッシュ306は、視聴コンポーネント206(したがって、全体的には移動体デバイス202)がその目的を容易に果たすために必要な、任意の適したデータを含むことができる。例えば、キャッシュ306は、ユーザー・データに関する情報、トランザクションの一部に関するデータ、クレジット情報、以前のトランザクションに関する履歴データ、商品および/またはサービスの購入と関連したデータの一部、商品および/またはサービスの販売と関連したデータの一部、地理的位置、オンライン活動、以前のオンライン・トランザクション、異種のネットワークにわたる活動、1つのネットワークにわたる活動、クレジット・カードの検証、会員、会員期間、ネットワークと関連した通信、親友リスト(buddy list)、連絡先、回答が得られた質問、行った質問、質問に対する応答時間、ブログ・データ、ブログ・エントリ、裏書き(endorsement)、購入した商品、販売した商品、ネットワークに関する製品、異種のウェブサイトからこつこつと集めた情報、異種のネットワークから得た情報、ウェブサイトからの格付け、クレジット・スコア(credit score)、地理的位置、慈善事業への寄付、あるいはソフトウェア、アプリケーション、ウェブ会議、および/またはトランザクションなどに関する任意の適したデータに関する任意の他の情報を含むことができる。

【0020】

[0027] 尚、キャッシュ306は、例えば、揮発性メモリーまたは不揮発性メモリーとすることができ、あるいは、揮発性および不揮発性メモリー双方を含むことができる。限定ではなく例示として、不揮発性メモリーは、リード・オンリー・メモリー(ROM)、プログラマブル・リード・オンリー・メモリー(PROM)、電気的プログラマブル・リード・オンリー・メモリー(EPROM)、電気的消去可能プログラマブル・リード・オンリー・メモリー(EEPROM)、またはフラッシュ・メモリーを含むことができる。揮発性メモリーは、ランダム・アクセス・メモリー(RAM)を含むことができ、外部キャッシュ・メモリーとして動作することができる。限定ではなく例示として、RAMは、スタティックRAM(SRAM)、ダイナミックRAM(DRAM)、同期DRAM(S

DRAM)、データ倍速SDRAM(DDR SDRAM)、改良型SDRAM(ESDRAM)、SynchLink(登録商標)DRAM(SLDRAM)、Rambus(登録商標)直接RAM(RDRAM)、直接Rambus(登録商標)ダイナミックRAM(DRDRAM)、およびRambus(登録商標)ダイナミックRAM(RDRAM)のような、多くの形態で入手可能である。主題のシステムおよび方法のキャッシュ306は、限定されることなく、これらおよび任意の他の適したタイプのメモリーを含むことを意図している。加えて、キャッシュ306はサーバー、データベース、ハード・ドライブ等とすることができることも認められてしかるべきである。

【0021】

[0028] 図4は、特許請求する主題にしたがって、1つ以上のデバイスへのウィルス型広告コンテンツの直接配信を容易にするおよび/または実施する送出コンポーネント208の例400を示す。送出コンポーネント208は、変更コンポーネント402を含むことができる。変更コンポーネント402は、ユーザーが種々の異種のコンテンツのマッシュアップまたは混成を作成するために利用することができ、このマッシュアップまたは混成を後に彼の友人に送ることができる。当業者には認められようが、変更コンポーネント402は、既に受信されている異種のコンテンツや、ユーザー自身の作成意欲によって生成されたコンテンツ、例えば、基礎となるコンテンツのパロディ(または派生物)の種々のセグメントを配列するおよび/または一緒に重ね継ぐことによって、ユーザーがコンテンツを変更することを可能にする1組の手段を彼/彼女に与えることができる。

【0022】

[0029] 更に、送出コンポーネント208はデジタル権利管理(DRM)コンポーネント404も含むことができる。DRMコンポーネント404は、ユーザーと一緒に重ね継いだまたは配列した種々のコンテンツと関連した種々のデジタル権利を追跡するために、変更コンポーネント402と協力して利用することができる。加えて、配信されたコンテンツには、本来の配信者(例えば、広告主)が維持することを望むものの、ユーザーがこのようなコンテンツを取り除こうとするという態様(例えば、ロゴ、製品紹介等)もあり得ることは、認められよう。この態様を容易に実施するために、デジタル権利管理(DRM)コンポーネント404は、ユーザーがこれらの態様をウィルス型コンテンツから削除しようとする試みには関係なく、これらの態様が存在し永続的に残ることを保証することができる。このように、本来の配信者の製品紹介は、例えば、しかるべき還元(tribution)を受けすることができる。加えておよび/または代わりに、配信されたコンテンツには、後続のユーザーがいずれの種類のユーザー作成マッシュアップまたは混成とも関連付けることを、最初の配信者(例えば、広告主)が望まない態様(例えば、セグメントまたはサブセグメント)もあり得る。更に、本来の配信者(例えば、広告主)が、これらのコンテンツを、競合からのコンテンツと並べられることを望まない場合もある。したがって、デジタル権利管理(DRM)コンポーネント404は、例えば、変更コンポーネント402と協力して、このような配信コンポーネント、またはその中で特定された部分が、不変であること、および/または他のコンテンツ、または選択されたコンテンツと関連付けできないことを保証することができる。

【0023】

[0030] 図5は、特許請求する主題の更に他の態様による移動体デバイス202の図500を示す。インターフェース204、視聴コンポーネント206、および送出コンポーネント208の機能および手段については既に図2に関して明示したので、このような機構の詳細な説明は、不要な冗長性を回避するため、そして簡潔さおよび簡明さのために、省略されている。つまり、以上のコンポーネントに加えて、移動体デバイス202はプレゼンス・コンポーネント502を含むことができる。プレゼンス・コンポーネント502は、移動体デバイス202の近接および/または存在を、それ自体が発見した他のデバイスに対して効果的にマスクするまたはマスク解除するために利用することができる。この機能は、ユーザーが彼/彼女の存在を検出されたくないときに使用することができ、および/またはウィルス型広告を移動体デバイス202に送らないことを保証するために使用

10

20

30

40

50

することができる。尚、一般性を制限することも失うこともなく、プレゼンス・コンポーネント 502 は、ユーザーが移動体デバイスへの頼みもしないコンテンツの受信を延期させることを望む場合には、そのようにするために使うことができ、その上でこのようなコンテンツを受け入れる他のデバイスにはウィルス型コンテンツを流布することができる。

【0024】

[0031] 以上で明示したコンポーネントに加えて、移動体デバイス 202 は、様々な異なる検知様式による入力を分析することに関するプロセス（例えば、入力を受けるおよび/または解読する）に固有であると思われる任意の情報分裂 (information fission) を活用することを目的とするコンポーネントを追加的に含むことができる。即ち、1つ以上の入手可能な入力が、様々な異なる検知または入力様式を介して、一意のウィンドウを物理的環境（例えば、命令を入力するエンティティ）に与えることができる。観察または分析すべき現象の完全な詳細を1つの検知/入力ウィンドウ内に含めることはできないので、この分裂プロセスから情報断片が生じる可能性がある。種々の検知デバイスと関連したこれらの情報断片は、独立したコンポーネントおよび従属するコンポーネントの双方を含むことができる。

10

【0025】

[0032] 独立したコンポーネントは、情報空間を更に満たす（または埋める）ために使うことができ、従属するコンポーネントは、全てのセンサ/入力データには誤差、および/またはノイズが発生するかもしれないことを認識する共通情報の品質を向上させるために、組み合わせる使うことができる。このコンテキストでは、使用されるデータ融合/分裂技法は、固有な情報の断片化を補うためのセンサ/入力データのアルゴリズム処理を含むことができる。何故なら、1つの検知/入力様式を使って直接特定の現象を観察することはできないからである。このように、データ融合/分裂は、特定の用途のコンテキストにおいて入手可能な検知情報または受信情報を凝縮し、組み合わせ、評価し、および/または解釈することを容易にするのに適した枠組みを提供する。

20

【0026】

[0033] 更に、移動体デバイス 202 は、例えば、合成態様 (synthesis aspect) を使って、生の形態または解析した（例えば、処理した）形態で、種々の入力（例えば、テキスト、音声、凝視 (gaze)、環境、オーディオ、画像、ジェスチャー、ノイズ、温度、タッチ、匂い、手書き、ペン・ストローク、アナログ信号、デジタル信号、振動、動き、高度、位置、GPS、ワイヤレス等）から受けた情報を組み合わせる、またはフィルタリングすることができる。組み合わせおよびフィルタリングによるこのような合成態様は、例えば、単に1つまたは2つの様式からの情報よりも、より多くの知識を与えることができる1組の情報、または精度の高い（例えば、エンティティの通信または情報の目的に関して）1組の情報を提供することができる。

30

【0027】

[0034] 加えて、移動体デバイス 202 は、特定の行為または1組の入力データと関連したコンテキストを判定するコンテキスト・コンポーネントを使用することができる。認めることができるであろうが、コンテキストは、特定の入力集合、あるいは個人またはエンティティの意図と関連付けられた意味を理解することに関して、重要な役割を果たすことができる。例えば、多くの単語または単語の集合は、二重の意味（例えば、二重理解 (double entendre)）を有することができる、単語の使用または意図の適正なコンテキストがなければ、対応する意味は不明確になり、その解釈または翻訳に関して誤りの確率が高くなる可能性がある。コンテキストの構成物は、入力の適正な解釈を増やすために、入力に関する現在のデータまたは過去のデータを提供することができる。例えば、1日の時刻は、入力を理解する助けになることがある。朝では、「飲む」という単語は、夜間においてソフト・ドリンクまたはアルコール飲料と関連付けられることと比較すると、コーヒー、茶、ジュースと関連付けられる高い確率を有しそうに思われる。また、コンテキストは、発声した単語が同じ音であるとき（例えば、steakとstake）に役立つことができる。キャンプしているユーザーと比較して、ユーザーの夕食が近いということを知ってい

40

50

ば、「私はステーキ/杭が必要だ」ということばが発せられたときに、これを認識するのに非常に役立つであろう。このように、ユーザーがキャンプをしていなかった、そして夕食時に近かったという知識に少なくとも部分的に基づいて、この発声は「ステーキ」と解釈される。他方、ユーザーが国立公園の中にあるキャンプ場に着いたばかりであったことをコンテキスト・コンポーネントが知っていた場合（例えば、GPSシステム入力によって）、より多くの重み付けを「杭」の発声に対して行うことができる。

【0028】

[0035] 更に、移動体デバイス202は、プレゼンテーション態様(presentation aspect)を利用することができる。プレゼンテーション態様は、ユーザーと、移動体デバイス202に結合されている任意のコンポーネントとの間における対話処理を容易にするために、種々のタイプのユーザー・インターフェースを提供することができる。プレゼンテーション態様は、1つ以上のグラフィカル・ユーザー・インターフェース、コマンド・ライン・インターフェース等を提供することができる。例えば、データをロードする、インポートする、読み出す等のための領域または手段をユーザーに提供するグラフィカル・ユーザー・インターフェースをレンダリングすることができ、このグラフィカル・ユーザー・インターフェースは、このようなものの結果を提示する領域を含むことができる。これらの領域は、既知のテキストおよび/またはグラフィック領域を含むことができ、グラフィック領域は、ダイアログ・ボックス、固定制御部、ドロップ・ダウン・メニュー、リスト・ボックス、ポップアップ・メニュー、編集制御部、コンボ・ボックス、ラジオ・ボタン、チェック・ボックス、プッシュ・ボタン、およびグラフィック・ボックスを含む。加えて、ナビゲーションのための垂直および/または水平スクロール・バー、ならびに領域が目視可能か否か判断するためのツールバー・ボタンというような、提示を容易にするユーティリティを使用することもできる。

10

20

【0029】

[0036] また、ユーザーは、例えば、マウス、ローラー・ボール、キーパッド、キーボード、および/または音声作動というような種々のデバイスによって領域と対話処理して情報を選択および提供することができる。通例、キーボード上にあるプッシュ・ボタンまたはエンター・キーは、例えば、問い合わせを開始するために、情報を入力したのに続いて使用することができる。しかしながら、特許請求する主題はそのように限定されるのではないことは、認められてしかるべきである。例えば、チェックボックスを単に強調するだけで、情報伝達を開始することができる。他の例では、コマンド・ライン・インターフェースを使用することができる。例えば、コマンド・ライン・インターフェースはテキスト・メッセージを介してユーザーに情報を催促することができる（例えば、ディスプレイ上におけるテキスト・メッセージおよび/またはオーディオ・トーンによって）。次いで、ユーザーは、インターフェース・プロンプトにおいて与えられる選択肢またはプロンプトにおいて出された質問に対する回答（例えば、発声）に対応する英数字入力というような、適した情報を提供することができる。尚、コマンド・ライン・インターフェースは、グラフィカル・ユーザー・インターフェースおよび/またはアプリケーション・プログラミング・インターフェース(API)と共に使用することもできることは認められてしかるべきである。加えて、コマンド・ライン・インターフェースは、ハードウェア（例えば、ビデオ・カード）および/または限られたグラフィック・サポート、および/または低帯域幅の通信チャネルを有するディスプレイ（例えば、白黒、およびEGA）と共に使用することもできる。

30

40

【0030】

[0037] 更に、移動体デバイス202は、特許請求する主題の一態様にしたがってその目標および/または目的を容易に果たし実施するために人工知能を使用することができる。このような知能の態様は、確率に基づくまたは統計に基づく手法を、例えば、判断または推論を行うことと関連付けて使用することができる。推論は、システムの使用中における、クラシファイア（図示せず）の明示的訓練、またはシステム・フィードバック、および/またはユーザーの以前の行為、コマンド、命令等に基づく暗示的訓練に部分的に基

50

づくことができる。人工知能の態様は、本明細書において記載する種々の自動化の態様を実現することにしたがって、任意の適した方式（例えば、ニューラル・ネットワーク、エキスパート・システム、ベイズ確信度ネットワーク、サポート・ベクトル・マシン（SVM）、隠れマルコフ・モデル（HMM）、ファジー論理、データ融合等）を採用することができる。更に、人工知能の態様は、履歴データ、外在的データ、コンテキスト、データ・コンテンツ、ユーザーの状態を計算に入れることができ、正しい判断または推論を行うことの利点に対して、正しくない判断または推論を行うことのコストを計算することができる。したがって、ユーティリティ・ベースの分析を、このような情報を他のコンポーネントに提供することまたは自動化した動作を取ることと共に使用することができる。また、格付けおよび信頼性尺度も、このような分析と共に、計算し使用することができる。

10

【0031】

[0038] 以上に示し説明した例示的なシステムに関して、開示する主題にしたがって実現することができる方法は、図6および図7のフロー・チャートを参照することにより、一層良く理解することができる。説明を簡素化するために、この方法を一連のブロックとして示し説明するが、特許請求する主題は、ブロックの順序に限定されないことは言うまでもないことであり、認められてしかるべきである。これは、ブロックの中には本明細書に示され記載されたものとは異なる順序及び/又は他のブロックと同時に生じる場合もあるからである。更に、図示されるすべてのブロックが以下に記載される方法を実施するために要求されるとは限らない。加えて、コンピューターにそのような方法を送ることおよび移すことを容易にするために、以下に開示するそして本明細書の全体にわたって開示される方法を製造品目に格納することができることも認められてしかるべきである。

20

【0032】

[0039] 特許請求する主題は、1つ以上のコンポーネントによって実行される、プログラム・モジュールのような、コンピューター実行可能命令という一般的なコンテキストで説明することができる。一般に、プログラム・モジュールは、ルーチン、プログラム、オブジェクト、データ構造等を含むことができ、特定のタスクを実行するか、特定の抽象データ・タイプを実装する。通例、プログラム・モジュールの機能は、種々の態様において所望されるように組み合わせること、および/または分散することができる。

30

【0033】

[0040] 図6は、特許請求する主題の態様にしたがって異種のデバイスへのウィルス型広告コンテンツの直接配信を実施するおよび/または容易にするマシン実装方法600を示す。方法600は、602において開始することができ、ここでウィルス型広告コンテンツを移動体デバイスによって受信することができる。尚、このようなウィルス型広告コンテンツは、他の移動体デバイスから直接受信できること、およびこのようなウィルス型広告コンテンツの流布は、通例、中間に介在するホスティングおよび/または配信サービスの手段なしで行われることは認められてしかるべきである。604において、受信した広告コンテンツを、移動体デバイスと関連したしかるべき再生デバイスにおいて再生することができる。606において、移動体デバイスのユーザーは、受信したコンテンツが興味深い、魅力がある、楽しい、および/または有用であるか否か確認することができる。ユーザーが受信した素材を賞賛せずにはいられないと感じた場合、608において、ユーザーはこの情報を直接第2移動体デバイス（例えば、彼/彼女の友人の一人のデバイス）に送ることができ、この時点で本方法を終了することができる。

40

【0034】

[0041] 図7は、特許請求する主題の態様にしたがって、複数の移動体デバイスへのウィルス型広告コンテンツの分散を実施するおよび/または容易にする方法700を示す。方法700は、702において開始することができ、ここでユーザーは、受信して彼/彼女が賞賛せずにはいられない、魅力がある、有用である、および/または楽しいと感じたウィルス型広告の態様を特定する。704において、ユーザーは、2回目に受信し彼/彼女が同様に賞賛せずにはいられないと感じたウィルス型広告コンテンツにおける態様を（

50

例えば、他の受信したウィルス型広告コンテンツまたはユーザーが作成した(user's making)コンテンツのレポジトリから)突き止めることができる。706において、ユーザーは、第1および第2の態様を重ね繋いで、ウィルス型広告コンテンツのマッシュアップまたは混成を作成することができ、708において、これを直接彼/彼女の友人の移動体デバイスに送ることができる。

【0035】

[0042] 特許請求する主題は、オブジェクト指向プログラミング技法によって実現することができる。例えば、システムの各コンポーネントは、ソフトウェアルーチンにおけるオブジェクト、またはオブジェクト内のコンポーネントとすることができる。オブジェクト指向プログラミングは、ソフトウェア開発の強調を、関数分解から遠ざけ、データおよび関数の双方をカプセル化した「オブジェクト」と呼ばれるソフトウェアの単位の認識に向けて視点を転じるものである。オブジェクト指向プログラミング(OOP)オブジェクトは、データ構造およびデータに対する処理を含むソフトウェア・エンティティである。これらのエレメントが一緒になって、オブジェクトが、そのデータ・エレメントによって表されるその特性、そしてそのデータ操作関数によって表されるその挙動に関して、事実上あらゆる実世界エンティティをモデル化することを可能にする。このように、オブジェクトは、人間やコンピューターのような具体的なものをモデル化することができ、数値のような抽象的概念または幾何学的概念をモデル化することができる。

【0036】

[0043] 本願において使用する場合、「コンポーネント」および「システム」という用語は、ハードウェア、ハードウェアおよびソフトウェアの組み合わせ、ソフトウェア、または実行中のソフトウェアのいずれかである、コンピューターに係するエンティティを指すことを意図している。例えば、コンポーネントは、プロセッサにおいて実行中のプロセス、プロセッサ、ハード・ディスク・ドライブ、(光および/または磁気記憶媒体の)多数の記憶デバイス、オブジェクト、エクゼキュタブル、実行スレッド、プログラム、および/またはコンピューターとすることができるが、これらに限定されるのではない。例示すると、サーバーにおいて実行しているアプリケーションおよびサーバーの双方がコンポーネントであることができる。1つ以上のコンポーネントは、プロセスおよび/または実行のスレッドの内部に位置することができ、更にコンポーネントは1つのコンピューターに局在化すること、および/または2つ以上のコンピューター間に分散することができる。

【0037】

[0044] 以下で記載するような特許請求する主題の1つ以上の態様にしたがってというようにして、推論および/または確率論的判断および/または統計に基づく判断を実行することと関連付けて、人工知能ベースのシステム(例えば、明示的および/または暗示的に訓練されたクラシファイアー)を使用することができる。本明細書において使用する場合、「推論」、「推論する」、またはその変形は、一般に、イベントおよび/またはデータを介して取り込まれた1組の観察結果から、システム、環境、および/またはユーザーの状態について論証する(reasoning)または推論するプロセスを指す。推論は、特定のコンテキストまたは動作(action)を特定するために使用することができ、または、例えば、状態に対する確率分布を生成することができる。推論は、確率的であることができる。即ち、データおよびイベントの考慮に基づく対象の状態に対する確率分布の計算とすることができる。また、推論は、1組のイベントおよび/またはデータから更に高いレベルのイベントを構成するために使用される技法を指すこともできる。このような推論の結果、1組の観察されたイベントおよび/または格納されているイベント・データから、新たなイベントまたは動作の構築が得られ、これらのイベントが時間的に近接して相関付けられているか否か、そしてイベントおよびデータが1つのイベントおよびデータ・ソースから来たのか、または様々なイベントおよびデータ・ソースから来たのかには関係ない。種々の分類方式および/またはシステム(例えば、サポート・ベクトル・マシン、ニューラル・ネットワーク、エキスパート・システム、ベイズ各深度ネットワーク、フ

10

20

30

40

50

ァジー論理、データ融合エンジン．．．)を、特許請求する主題と共に自動的動作および/または推論された動作を実行することと合わせて、使用することができる。

【0038】

[0045] 更に、特許請求する主題の全てまたは一部は、システム、方法、装置、あるいはソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、またはその任意の組み合わせを生成する標準的なプログラミングおよび/またはエンジニアリング技法を使って、開示する主題を実現するようにコンピューターを制御する製造品目として実現することができる。「製造品目」という用語は、本明細書において使用する場合、任意のコンピューター読み取り可能デバイスまたは媒体からアクセス可能なコンピューター・プログラムを包含することを意図している。例えば、コンピューター読み取り可能媒体は、磁気記憶デバイス(例えば、ハード・ディスク、フロッピ・ディスク、磁気帯．．．)、光ディスク(例えば、コンパクト・ディスク(CD)、デジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)．．．)、スマート・カード、およびフラッシュ・メモリー・デバイス(例えば、カード、スティック、キー・ドライブ．．．)を含むことができるが、これらに限定されるのではない。加えて、電子メールを送信および受信する際、あるいはインターネットまたはローカル・エリア・ネットワーク(LAN)のようなネットワークにアクセスする際に使用されるようなコンピューター読み取り可能電子データを伝送するために搬送波を使用することができることも認められてしかるべきである。勿論、特許請求する主題の範囲または主旨から逸脱することなく、この構成には多くの変更を行うことができることは、当業者には認められよう。

10

20

【0039】

[0046] 詳細な説明の一部には、アルゴリズムおよび/またはコンピューター・メモリーの中にあるデータ・ビットに対する動作の象徴的表現に関して提示したところがある。これらのアルゴリズム記述および/または表現は、当業者によって、彼らの作業の実態を最も効果的に、他の等しい習熟者に伝えるために使用される手段である。本明細書では、アルゴリズムは、一般に、所望の結果に通じる、首尾一貫した一連の動作であると考えられる。これらの動作は、物理量の物理的操作を必要とする動作である。通例、必ずではないが、これらの量は、格納する、移す、組み合わせる、比較する、および/またはそれ以外で操作することができる電気信号および/または磁気信号の形態をなす。

【0040】

[0047] ときによっては、主に共同使用の理由で、これらの信号をビット、値、エレメント、シンボル、キャラクター、用語、数値等と呼ぶと都合が良いことが分かっている。しかしながら、これらおよび同様の用語の全てがしかるべき物理量と関連付けられるべきであり、これらの量に適用される便利な呼び方に過ぎないことは、念頭に置いてしかるべきである。以上の論述から明らかなように、そうでないことが具体的に述べられていない限り、開示される主題にわたって、処理、計算(computing)、計算(calculating)、決定、および/または表示等のような用語を利用する論述は、コンピューターおよび/または装置のレジスターおよびメモリー内における物理(電気および/または電子)量として表されるデータを操作する、および/または装置および/またはコンピューター・システムのメモリーまたはレジスター、あるいは他のそのような情報記憶デバイス、送信デバイス、および/またはディスプレイ・デバイス内における物理量として同様に表される他のデータに変換する、コンピューター・システム、および/または同様の消費者用および/または産業用電子デバイスおよび/または装置の動作およびプロセスに言及することは認められよう。

30

40

【0041】

[0048] これより図8を参照すると、開示したシステムを実行するように動作可能なコンピューターのブロック図が示されている。その種々の態様について追加のコンテキストを規定するために、図8および以下の論述は、特許請求する主題の種々の態様を実現することができる、適した計算環境800の端的な、概略的な説明を行うことを意図している。以上の説明は、1台以上のコンピューターで走るコンピューター実行可能命令という

50

一般的なコンテキスト行われたが、特許請求する主題は、他のプログラム・モジュールとの組み合わせ、および/またはハードウェアとソフトウェアとの組み合わせでも実現することができることは、当業者には認められよう。

【0042】

[0049] 一般に、プログラム・モジュールは、ルーチン、プログラム、コンポーネント、データ構造等を含み、特定のタスクを実行するか、または特定の抽象的データ・タイプを実現する。更に、当業者には、本発明の方法は他のコンピューター・システム構成でも実用化可能であることが認められよう。他のコンピューター・システム構成には、単一プロセッサまたはマルチプロセッサ・コンピューター・システム、ミニコンピューター、メインフレーム・コンピューター、ならびにパーソナル・コンピューター、ハンド

10

【0043】

[0050] また、特許請求する主題の図示した態様は、通信ネットワークを介してリンクされているリモート処理デバイスがある種のタスクを実行する分散型計算機環境においても実用可能である。分散型計算機環境では、プログラム・モジュールは、ローカルおよびリモート・メモリー記憶装置に配することができる。

【0044】

[0051] コンピューターは、通例、種々のコンピューター読み取り可能媒体を含む。コンピューター読み取り可能媒体は、コンピューターがアクセス可能な入手可能な媒体であればいずれでも可能であり、揮発性および不揮発性の双方、リムーバブル、および非リムーバブル媒体を含む。限定ではない一例をあげると、コンピューター読み取り可能媒体は、コンピューター記憶媒体および通信媒体を含むことができる。コンピューター記憶媒体は、コンピューター読み取り可能命令、データ構造、プログラム・モジュール、またはその他のデータというような情報の格納のために、あらゆる方法または技術で実施される、揮発性および不揮発性の双方、リムーバブル、および非リムーバブル媒体を含む。コンピューター記憶媒体は、RAM、ROM、EEPROM、フラッシュ・メモリーまたはその他のメモリー技術、CD-ROM、デジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)またはその他の光ディスク・ストレージ、磁気カセット、磁気テープ、磁気ディスク・ス

20

30

【0045】

[0052] 再度図8を参照すると、種々の態様を実現する環境例800は、コンピューター802を含み、コンピューター802は、処理ユニット804、システム・メモリー806、およびシステム・バス808を含む。システム・バス808は、システム・メモリー806を含むがこれに限定されないシステム・コンポーネントを処理ユニット804に結合する。処理ユニット804は、種々の市販されているプロセッサであればいずれでも可能である。デュアル・マイクロプロセッサおよびその他のマルチ・プロセッサ・アーキテクチャーも、処理ユニット804として使うことができる。

40

【0046】

[0053] システム・バス808は、種々の市販されているバス・アーキテクチャーのいずれかを使った、メモリー・バス(メモリー・コントローラ付きまたはなし)、周辺バス、およびローカル・バスに更に相互接続することができる様々なタイプのバス構造であればいずれでも可能である。システム・メモリー806は、リード・オンリ・メモリー(ROM)810およびランダム・アクセス・メモリー(RAM)812を含む。基本入力/出力システム(BIOS)が、ROM、EPROM、EEPROMのような不揮発性メモリー810に格納されており、このBIOSは、起動中のように、コンピューター802内のエレメント間において情報を送るのに役立つ基本的なルーチンを含む。また、RAM

50

812は、データをキャッシュするためのスタティックRAMのような高速RAMも含むことができる。

【0047】

[0054] 更に、コンピューター802は、内部ハード・ディスク・ドライブ(HDD)814(例えば、EIDE、SATA)を含む。この内部ハード・ディスク・ドライブ814は、適したシャーシ(図示せず)、磁気フロッピー・ディスク・ドライブ(FDD)816(例えば、リムーバブル・ディスクから読み出す、またはリムーバブル・ディスクに書き込むため)、および光ディスク・ドライブ820(CD-ROMディスク822を読み取る、あるいはDVDのようなその他の大容量光媒体から読み出すまたはこれに書き込む)における外部使用に合わせて構成することができる。ハード・ディスク・ドライブ814、磁気ディスク・ドライブ816、および光ディスク・ドライブ820は、それぞれ、ハード・ディスク・ドライブ・インターフェース824、磁気ディスク・ドライブ・インターフェース826、および光ドライブ・インターフェース828によって、それぞれ、システム・バス808に接続することができる。外部ドライブ実装用のインターフェース824は、ユニバーサル・シリアル・バス(USB)およびIEEE1094インターフェース技術の内少なくとも1つまたは双方を含む。他の外部ドライブ接続技術も、本明細書の想定範囲内である。

10

【0048】

[0055] これらのドライブおよびそれらに関連したコンピューター読み取り可能媒体は、データ、データ構造、コンピューター実行可能命令等の不揮発性格納を行う。コンピューター802については、ドライブおよび媒体は、適したデジタル・フォーマットであらゆるデータの格納に対処する。コンピューター読み取り可能媒体の説明は、HDD、リムーバブル磁気ディスク、およびCDまたはDVDのようなリムーバブル光媒体に言及したが、zipドライブ、磁気カセット、フラッシュ・メモリー・カード、カートリッジ等のような、コンピューターによる読み取りが可能な他の種類の媒体も、動作環境例において使うことができ、更に、このような媒体の内任意のものは、本明細書の方法を実行するためのコンピューター実行可能命令を含むことができることは、当業者には認められてしかるべきである。

20

【0049】

[0056] 複数のプログラム・モジュールを、ドライブおよびRAM812に格納することができ、オペレーティング・システム830、1つ以上のアプリケーション・プログラム832、その他のプログラム・モジュール834、およびプログラム・データ836を含む。オペレーティング・システム、アプリケーション、モジュール、および/またはデータの全部または一部は、RAM812にキャッシュすることもできる。尚、本明細書は、種々の市販されているオペレーティング・システムまたはオペレーティング・システムの組み合わせによっても実現可能であることは認められよう。

30

【0050】

[0057] ユーザーは、1つ以上の有線/ワイヤレス入力デバイス、例えば、キーボード838およびマウス840のようなポインティング・デバイスによって、コマンドおよび情報をコンピューター802に入力することができる。他の入力デバイス(図示せず)には、マイクロフォン、IRリモコン、ジョイスティック、ゲーム・パッド、スタイラス・ペン、タッチ・スクリーン等を含むことができる。これらおよびその他の入力デバイスは、多くの場合、入力デバイス・インターフェース842を介して処理ユニット804に接続されている。入力デバイス・インターフェース842は、システム・バス808に結合されているが、パラレル・ポート、IEEE1394シリアル・ポート、ゲーム・ポート、USBポート、IRインターフェース等のようなその他のインターフェースによって接続することも可能である。

40

【0051】

[0058] モニター844またはその他の形式の表示装置も、ビデオ・アダプター846のようなインターフェースを介して、システム・バス808に接続されている。モニター

50

844に加えて、コンピューターは、スピーカーおよびプリンター等のような、その他の周辺出力装置（図示せず）も含むのが通例である。

【0052】

[0059] コンピューター802は、有線通信および/またはワイヤレス通信を通じた、リモート・コンピューター（1つまたは複数）848のような1つ以上のリモート・コンピューターへの論理接続を使って、ネットワーク環境において動作することができる。リモート・コンピューター（1つまたは複数）848は、ワークステーション、サーバー・コンピューター、ルーター、パーソナル・コンピューター、携帯用コンピューター、マイクロプロセッサ主体の娯楽機器、ピア・デバイス、またはその他の共通コンピューター・ノードとすることができ、通例、コンピューター802に関して先に説明したエレメントの多くまたは全てを含むが、簡略化の目的上、メモリー/記憶装置850のみを示す。図示する論理接続は、ローカル・エリア・ネットワーク（LAN）852および/またはそれよりも大きなネットワーク、例えば、ワイド・エリア・ネットワーク（WAN）854への有線/ワイヤレス接続、を含む。このようなLANおよびWANネットワーク環境は、事務所および会社では珍しくなく、イントラネットのような、企業規模のコンピューター・ネットワークが容易となる。イントラネットの全ては、地球規模の通信ネットワーク、例えば、インターネットに接続することができる。

10

【0053】

[0060] LANネットワーク環境で使用する場合、コンピューター802は、有線および/またはワイヤレス通信ネットワーク・インターフェースまたはアダプター856を介してローカル・ネットワーク852に接続する。アダプター856は、LAN852への有線またはワイヤレス通信をやり易くする。また、LAN852には、ワイヤレス・アダプター856と通信するために、ワイヤレス・アクセス・ポイントを設置することができる。

20

【0054】

[0061] WANネットワーク環境で使用する場合、コンピューター802は、モデム858を含むことができ、あるいはWAN854における通信サーバーに接続されるか、またはインターネットを介してというように、WAN854を通じた通信を確立するその他の手段を有する。モデム858は、内部または外部でも可能でありそして有線デバイスまたはワイヤレス・デバイスとすることもでき、シリアル・ポート・インターフェース842を介してシステム・バス808に接続することができる。ネットワーク環境では、コンピューター802に関して図示したプログラム・モジュール、またはその一部をリモート・メモリー/記憶装置850に格納することができる。尚、図示のネットワーク接続は一例であり、コンピューター間で通信リンクを作る他の手段も使用可能であることは認められよう。

30

【0055】

[0062] コンピューター802は、ワイヤレス通信において動作的に配置されている任意のワイヤレス・デバイスまたはエンティティ、例えば、プリンター、スキャナー、デスクトップおよび/または携帯用コンピューター、携帯用データ・アシスタント、通信衛星、ワイヤレスで検出可能なタグと関連付けられている機器または場所（例えば、キオスク、売店、洗面所）の内任意のもの、ならびに電話機と通信するように動作可能である。これは、少なくともWi-FiおよびBluetooth（登録商標）ワイヤレス技術を含む。つまり、通信は、従来のネットワーク、または少なくとも2つのデバイス間におけるそのときだけの通信のように、既定の構造とすることができる。

40

【0056】

[0063] Wi-Fi、即ち、ワイヤレス・フィデリティ(Wireless Fidelity)は、自宅のソファ、ホテルの部屋の中のベッド、仕事中の会議室から、配線なしでインターネットの接続を可能にする。Wi-Fiは、セルラ・フォンにおいて使用されているワイヤレス技術と同様であり、このようなデバイス、例えば、コンピューターが屋内および戸外でも、基地局の範囲内であればどこでもデータを送出および受信することを可能にする

50

。Wi-Fiネットワークは、IEEE 802.11(a, b, g等)と呼ばれる無線技術を使用して、安全で信頼性があり高速のワイヤレス接続を提供する。Wi-Fiネットワークは、コンピューターを互いに接続するため、そしてインターネットや有線ネットワーク(IEEE 802.3またはイーサネット(登録商標)を使用する)に接続するために使用することができる。

【0057】

[0064] Wi-Fiネットワークは、許可不要の2.4および5GHz無線帯域において動作することができる。IEEE 802.11は、一般に無線LANに適用され、周波数ホッピング拡散スペクトル(FHSS: frequency hopping spread spectrum)又はダイレクト・シーケンス拡散スペクトル(DSSS: direct sequence spread spectrum)のうち一方を使用して、2.4GHz帯域において1Mbps又は2Mbpsの送出を可能にする。IEEE 802.11aは、IEEE 802.11からの拡張であり、IEEE 802.11は無線LANに適用され、5GHz帯域において最大54Mbpsまで送出を可能にする。IEEE 802.11aは、FHSSやDSSSではなく、直交周波数分割多重(OFDM: orthogonal frequency division multiplexing)符号化方式を使用する。IEEE 802.11b(802.11高レートDSSS又はWi-Fiとも呼ばれる)は、802.11からの拡張であり、802.11は無線LANに適用され、2.4GHz帯域において11Mbps(5.5、2および1Mbpsへの後退(fall back)を伴う)の送出を可能にする。IEEE 802.11gは、無線LANに適用され、2.4GHz帯域において20+Mbpsの送出を可能にする。製品は1帯域よりも多い帯域(例えば、二重の帯域)を含むことができるので、ネットワークにより、多くのオフィスで使用されている基本10BaseT有線イーサネット・ネットワークと同様の実世界性能が得られる。

10

20

【0058】

[0065] これより図9を参照すると、他の態様にしたがって、開示したアーキテクチャーを処理する計算環境900の模式ブロック図が示されている。システム900は、1つ以上のクライアント902を含む。クライアント(1つまたは複数)902は、ハードウェアおよび/またはソフトウェア(例えば、スレッド、プロセス、計算機)とすることができる。クライアント(1つまたは複数)902は、例えば、特許請求する主題を採用することによって、クッキー(1つまたは複数)および/または関連したコンテキスト情報を収容することができる。

30

【0059】

[0066] また、システム900は1つ以上のサーバー904も含む。サーバー(1つまたは複数)904は、ハードウェアおよび/またはソフトウェア(例えば、スレッド、プロセス、計算機)とすることができる。サーバー904は、例えば、本明細書を採用することにより、変換を実行するスレッドを収容することができる。クライアント902とサーバー904との間において可能な1つの通信は、2つ以上のコンピューター・プロセス間で送信するように構成されたデータ・パケットの形態とすることができる。データ・パケットは、例えば、クッキーおよび/または関連したコンテキスト情報を含むことができる。システム900は、クライアント(1つまたは複数)902とサーバー(1つまたは複数)904との間における通信を容易にするために採用することができる通信フレームワーク906(例えば、インターネットのような地球規模の通信ネットワーク)を含む。

40

【0060】

[0067] 有線(光ファイバを含む)および/またはワイヤレス技術によって、通信を容易にすることができる。クライアント(1つまたは複数)902は、当該クライアント(1つまたは複数)902にローカルな情報(例えば、クッキー(1つまたは複数)および/または関連したコンテキスト情報)を格納するために採用することができる1つ以上のクライアント・データ・ストア(1つまたは複数)908に動的に接続されている。同様に、サーバー(1つまたは複数)904は、サーバー904にローカルな情報を格納

50

するために採用することができる1つ以上のサーバー・データ・ストア(1つまたは複数)910に動的に接続されている。

【0061】

[0068] 以上説明したことは、開示し特許請求する主題の例を含む。勿論、コンポーネントおよび/または方法の想起し得る全ての組み合わせを記載することは可能ではないが、本明細書の更に別の多くの組み合わせおよび変形も可能であることは、当業者には認められよう。したがって、本明細書は、添付した特許請求の範囲の主旨および範囲に該当するこのような変更、修正、および変形を全て包含することを意図している。更に、「含む」(include)という用語が詳細な説明または特許請求の範囲のいずれかにおいて使用されている限りにおいて、このような用語は、「含む」(comprising)という用語と同様、特許請求の範囲において移行性単語(transitional word)として使用されているときに「含む」(comprising)を解釈するように、内包的であることを意図している。

10

【図1】

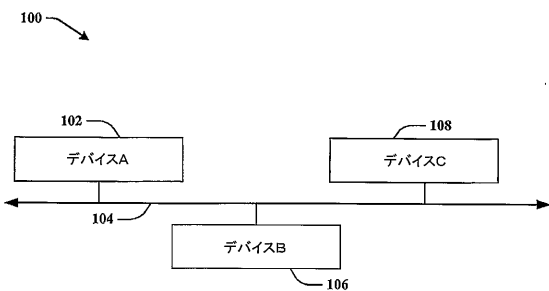


FIG. 1

【図2】

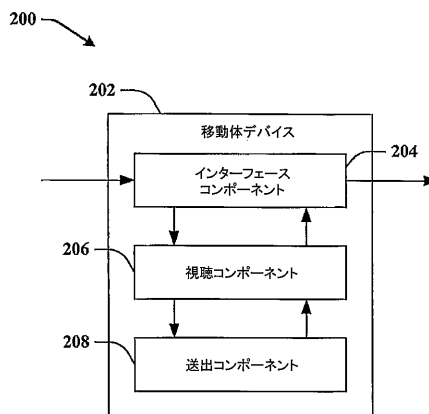


FIG. 2

【 図 3 】

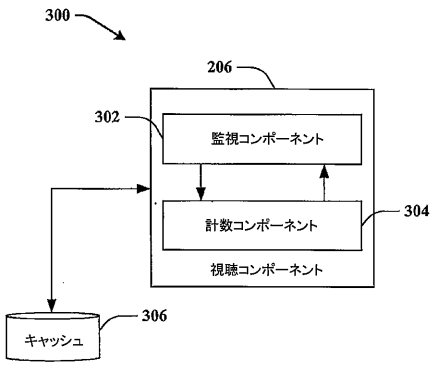


FIG. 3

【 図 4 】

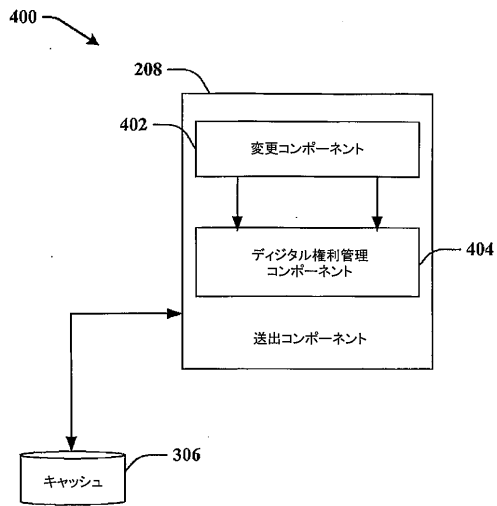


FIG. 4

【 図 5 】

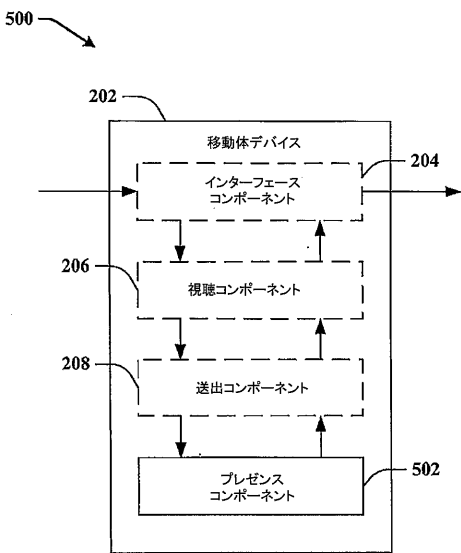


FIG. 5

【 図 6 】

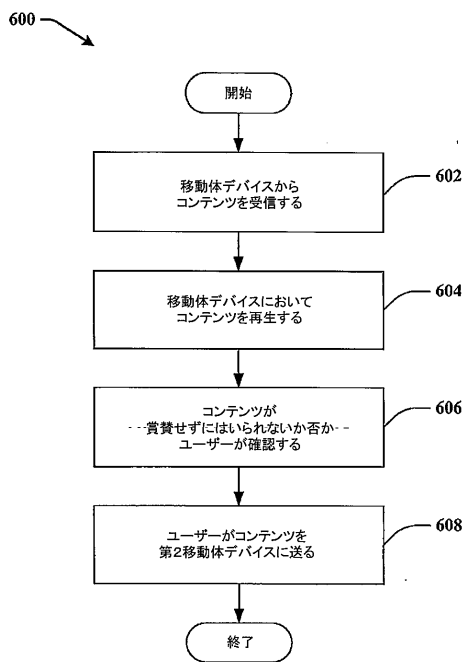


FIG. 6

【 図 7 】

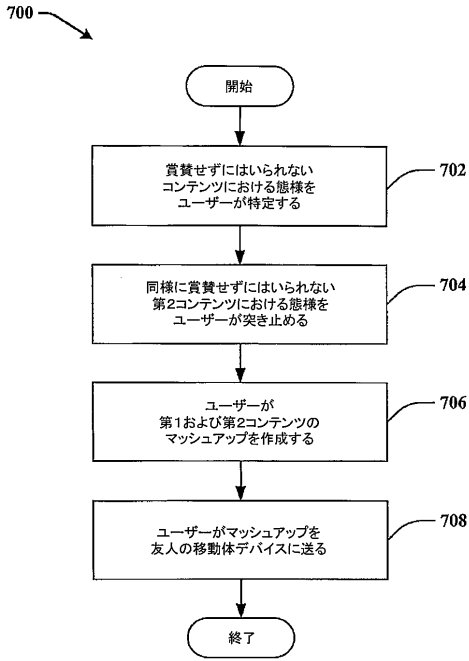


FIG. 7

【 図 8 】

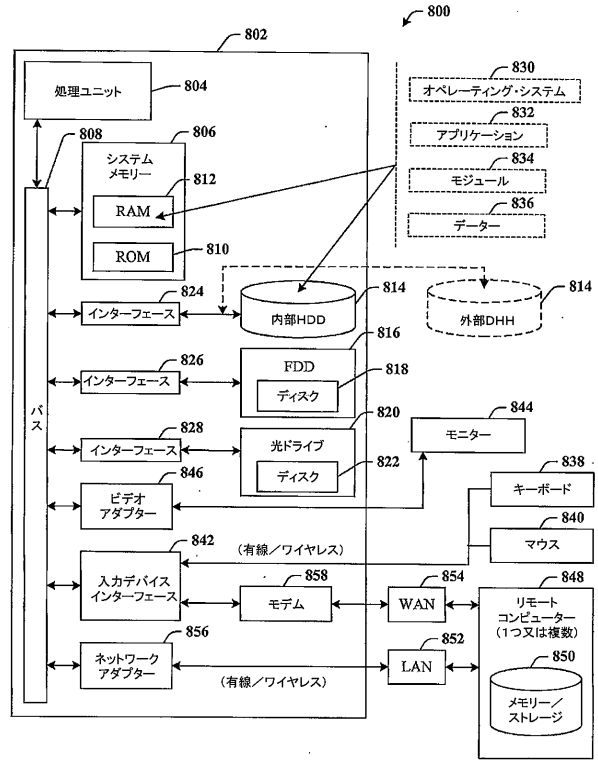


FIG. 8

【 図 9 】

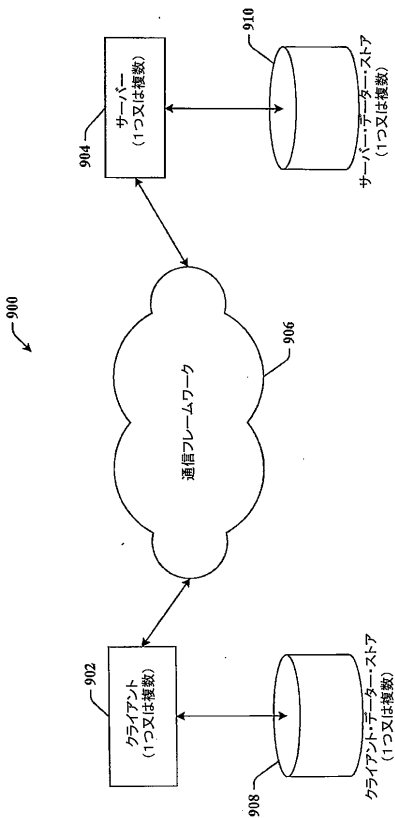




FIG. 9

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US2010/044830
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
<i>G06Q 30/00(2006.01)i</i>		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06Q 30/00; G06F 17/60; G06F 17/40		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Korean utility models and applications for utility models Japanese utility models and applications for utility models		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) eKOMPASS(KIPO internal) & Keywords: viral marketing, viral advertising, content, mobile device, host server		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	KR 10-2008-0020361 A (NHN CORPORATION) 5 MARCH 2008 See the abstract, page 6, paragraph [0019] - page 14, paragraph [0121] and figures 1-12.	1-15
A	KR 10-2009-0060084 A (SK TELECOM CO., LTD.) 11 JUNE 2009 See the abstract, page 2, paragraph [0003] - page 10, paragraph [0117] and figures 1-8.	1-15
A	US 2008/0091517 A1 (KOONCE, RYAN MICHAEL et al.) 17 APRIL 2008 See the abstract, page 1, paragraph [0002] - page 17, paragraph [0154] and figures 1-16.	1-15
A	WO 2001/073642 A1 (MCEWAN, RICK et al.) 4 OCTOBER 2001 See the abstract, page 1, line 5 - page 9, line 18 and figures 1-3.	1-15
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 25 APRIL 2011 (25.04.2011)		Date of mailing of the international search report 25 APRIL 2011 (25.04.2011)
Name and mailing address of the ISA/KR  Korean Intellectual Property Office Government Complex-Daejeon, 189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon 302-701, Republic of Korea Facsimile No. 82-42-472-7140		Authorized officer SON, HEE SOO Telephone No. 82-42-481-5960 

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.

PCT/US2010/044830

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
KR 10-2008-0020361 A	05.03.2008	JP 2010-501926 A WO 2008-026830 A1	21.01.2010 06.03.2008
KR 10-2009-0060084 A	11.06.2009	CN 101821757 A EP 2218048 A1 US 2010-0324996 A1 WO 2009-072741 A1	01.09.2010 18.08.2010 23.12.2010 11.06.2009
US 2008/0091517 A1	17.04.2008	None	
WO 2001/073642 A1	04.10.2001	AU 3927300 A	08.10.2001

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

- (72)発明者 ブルーアー, プレット・ディー
アメリカ合衆国ワシントン州 9 8 0 5 2 - 6 3 9 9, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテント
- (72)発明者 シャープ, ティモシー・ディー
アメリカ合衆国ワシントン州 9 8 0 5 2 - 6 3 9 9, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテント
- (72)発明者 ガームス, ジェイソン
アメリカ合衆国ワシントン州 9 8 0 5 2 - 6 3 9 9, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテント
- (72)発明者 ダン, メリッサ・ダブリュー
アメリカ合衆国ワシントン州 9 8 0 5 2 - 6 3 9 9, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテント
- (72)発明者 クン, アビラム・ジー
アメリカ合衆国ワシントン州 9 8 0 5 2 - 6 3 9 9, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテント